

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成28年3月11日（平成28年（行情）諮問第225号）

答申日：平成28年10月19日（平成28年度（行情）答申第444号）

事件名：特定事件の求償阻止について海上幕僚長等から首席法務官等に指示した文書等の不開示決定（不存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書1及び文書2（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 異議申立人の主張の要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく本件対象文書の開示請求に対し、平成27年12月4日付け防官文第19144号により防衛大臣が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、原処分の取消し及び文書の再特定・全部開示を求める。

#### 2 異議申立ての理由

##### （1）異議申立書

海上自衛隊では、「情報公開請求者は監視すべきである」とする考えの下で、特定事件の犯人を英雄視していた。そして、海幕長等が内局高官を相手に、犯人への求償を阻止すべく、いわゆる「空中戦」をしていた。その文書があるはずである。

##### （2）意見書

平成18年5月、特定訴訟1の地裁判決が言い渡された。この中では、リストを作成、配布した3等海佐の行為が「行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律」12条違反と認定され（「業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ」た）、国に12万円の賠償が命ぜられた。「みだりに他人に知らせ」と認定された以上、故意の不法行為であることは明らかであり、他に解釈の余地は無かった。それは判決文の文言上明らかだった上、法務局の訟務官らも同じ見解だったため、判決対応のため新潟に来ていた海幕法務室の1等海尉は、その旨を電話で海幕法務室に伝えた。

ところが、同1尉が海幕法務室に戻ると、海幕法務室長の1佐（現海

上自衛隊幹部学校第3研究室長)はこう言い放った。

「君は一体何をやってたんだ？求償阻止のためにみんな一所懸命やっ  
てるんだぞ！」

以下は、同室長と同1尉のその後のやり取りである。

1尉「だから法務局の人にも確認して、故意の不法行為が認定され  
ていると確認しました。」

室長「それで君はどうしたんだ？お説ごもっともと聞いていたの  
か？」

1尉「はい、私も同意見でしたので。」

室長「おいおい！」

室長「君は2本線巻いて（注：制服の階級章を指す比喻）新潟まで  
行ってるんだからな。その場には君しかいないんだからな。海  
上幕僚長が空中戦やってたの知ってたか？君が反論しなかった  
らそういうことになっちゃうぞ。」

（注：同室長は法務局に反論しなければ求償されると思っていた節  
がある。求償の法的根拠・法的枠組みを理解していなかった節があ  
る。）

室長「まあ、理論面に関しては君の得意分野だからな。求償阻止の  
理論構成を考えてくれよ。」

このように、海上幕僚長が「空中戦」（求償阻止工作）をしていたこ  
とについて、平成18年5月の時点で、法務室長は認識していた。従っ  
て、海上幕僚長が「空中戦」に用いた文書もあるはずである。

なお、同室長が同1尉に対して、判決文がリストを作成・配布した3  
等海佐の故意・重過失を認定していないと「解釈」するよう命じたとい  
う点については、諮問庁・処分庁の発簡した文書にはっきり書いている  
（海幕総第8033号（19.12.4）及び海幕総第8034号（1  
9.12.4））。

なお、平成24年度（行情）答申第106号、平成27年度（行情）  
答申第208号、平成26年度（行情）答申第102号、平成26年度  
（行情）答申第135号参照）。

ちなみに、特定訴訟1は平成20年に最高裁判所で判決が確定し、そ  
の後間もなく防衛省は3等海佐に求償している。防衛省から法務省や顧  
問弁護士に意見照会したところ、「判決が故意を認定していることは明  
らか」と回答されたことが背景にある、同室長は「判決文が故意・重過  
失を認定していないように読めたので、同1尉にその線で解釈を指示し  
た」と言うかも知れないが、上述のように判決文は「故意を認定してい  
ることが明らか」であり、一目でそれがわからないこと自体がおかしい。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

## 1 経緯

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、探索したが、保有を確認することができなかったことから、法9条2項の規定に基づき、平成27年12月4日付け防官文第19144号により文書不存在による原処分を行った。

## 2 本件対象文書の保有の有無について

本件対象文書については、内部部局及び海上幕僚監部の関係部署において、机、書庫及びパソコン内のデータを探索したが、保有を確認することができず、関係職員にも聴き取りを行ったが、その作成及び取得を確認することができなかったことから、不存在につき不開示としたものである。

また、本件異議申立てを受け、念のために再度同様の探索を行ったが、本件対象文書についてはその存在を確認できなかった。

## 3 異議申立人の主張について

異議申立人は、海上自衛隊では特定事件の犯人を英雄視し、海上幕僚長等が内部部局の高官に犯人への求償を阻止すべくいわゆる「空中戦」をしており、その文書があるはずである旨主張し、処分の取消し及び文書の再特定を求めるが、その様な事実は確認できず、上記2のとおり本件対象文書については、関係職員からの聴き取りも含め所要の探索を行ったにもかかわらずその存在を確認できなかったことから不開示としたものであり、異議申立人の主張には理由が無く、原処分を維持することが妥当である。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |              |               |
|--------------|---------------|
| ① 平成28年3月11日 | 諮問の受理         |
| ② 同日         | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年4月7日     | 異議申立人から意見書を收受 |
| ④ 同年9月30日    | 審議            |
| ⑤ 同年10月17日   | 審議            |

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件対象文書について

本件対象文書は、特定事件において海上幕僚長等が、リストを作成・配布した3等海佐への求償を阻止するため、事務次官等と直接交渉した件について概要が分かる文書等、別紙に掲げる文書1及び文書2である。

諮問庁は、本件対象文書を保有していないとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

### 2 本件対象文書の保有の有無について

- (1) 本件対象文書の保有の有無について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。

ア 本件開示請求書に記載されている特定事件とは、特定年月、海幕情報公開室に勤務していた特定3等海佐が、開示請求者について情報公開業務に必要な範囲を超えた個人情報を付加した開示請求者リストを、個人の発意により、作成・配布していたこと等が判明した事件である。

イ 特定事件については、特定年月日付けの「特定調査結果報告書」が防衛省のHP上に公開されており、当該報告書において、①同3等海佐が作成した開示請求者リストに情報公開業務とは何らの関係を持たない個人に関する記載内容があることは、当時の「行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律」4条2項に違反する、②同3等海佐が、作成した開示請求者リストを担当の情報公開室以外に配布したことは、当時の同法12条に違反する等の判断がなされている。

ウ また、特定訴訟2では国に10万円の賠償金支払が命じられ、特定訴訟1では国に12万円の賠償金支払が命じられ、それぞれ判決が確定し、国は、「公務員に故意又は重大な過失があったときは、国又は公共団体は、その公務員に対して求償権を有する」との国家賠償法1条2項に基づき、同3等海佐に対して、既にこれらの金額を求償している。

エ 本件対象文書は、別紙に掲げるとおり特定事件の求償阻止について海上幕僚長等が事務次官等と直接交渉した件の概要が分かる文書等であるが、これらについては、内部部局及び海上幕僚監部の関係部署において、机、書庫及びパソコン内のデータを探索したが、保有を確認することができず、関係職員にも聴き取りを行ったが、その作成及び取得を確認することができなかったことから、不存在につき不開示としたものである。

また、本件異議申立てを受け、念のために再度同様の探索を行ったが、本件対象文書についてはその存在を確認できなかった。

(2) 防衛省のホームページに掲載されている「特定調査結果報告書」を確認したところ、リストを作成及び配布した3等海佐の行為は、当時の行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律に違反する旨、同報告書に記載されていることについては、上記(1)イの諮問庁の説明のとおりである。

また、特定事件に係る訴訟の判決で国に賠償金の支払いが命じられ、国家賠償法1条2項に基づき、同3等海佐に対して求償していることについては、諮問庁から同求償に関連して防衛省が作成した報道関係者向け想定問答の提示を受けて確認したところ、上記(1)ウの諮問庁の説明のとおりであることが確認された。

さらに、諮問庁から異議申立人が意見書の中で言及している海幕総第

8033号(19.12.4)及び海幕総第8034号(19.12.4)の提示を受け確認したところ、同3等海佐に求償すべきかについて、海上幕僚監部法務室内で議論及び検討が行われ、資料を作成、内局に意見具申を行ったことが認められる。しかし、同文書等からは本件対象文書(海上幕僚長等が同3等海佐への求償を阻止するため事務次官等と直接交渉した件について概要が分かる文書等、別紙に掲げる文書1及び文書2)の存在をうかがわせる事情は認められないことから、本件対象文書を作成も取得もしていない旨の諮問庁の説明は不自然、不合理とはいえず、防衛省において本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、防衛省において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久

## 別紙

文書1 防衛省ホームページに掲載している「特定調査報告書」にいう海幕3等海佐の特定事件において、海上幕僚長あるいは海上幕僚副長が、リストを作成・配布した3等海佐への求償を阻止するため、事務次官ないし官房長又は局長級と直接交渉した件（いわゆる「空中戦」）について、概要がわかる文書。

文書2 特定事件の求償阻止について、海上幕僚長あるいは海上幕僚副長から、海幕首席法務官や法務室等に指示した文書。あるいは、海上幕僚長あるいは海上幕僚副長が、海幕の各部長等からの求償を阻止すべきとの意見具申に対し、それを承認した文書（押印やサインにより、現時点で承認したことが判断できる文書を含む）。